

平成 22 年 度

健全化判断比率等審査意見書

松江市監査委員



監 第 120 号

平成 23 年 8 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬 様

松江市監査委員 小松原 操

松江市監査委員 児 玉 泰 州

松江市監査委員 加 藤 富 章

平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)等及び平成 22 年度決算に基づく資金不足比率等について審査を行ったので、意見を提出します。



## 平成 22 年度 健全化判断比率等審査意見書

### 第 1 審査の対象

平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第 2 審査の期間

平成 23 年 8 月 10 日から平成 23 年 8 月 22 日まで

### 第 3 審査の方法

審査にあたっては、市長から送付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているか、計数が正確に表示されているかを、関係諸帳簿、証憑書類により調査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 第 4 審査の結果

審査に付された平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に従い適正に作成されており、計数も正確であると認めた。前年度に比べ、東出雲町との合算値において、実質公債費比率は 0.3 ポイント、将来負担比率は 7.2 ポイント改善している。これらに対する審査意見は特にない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	11.25	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	—	16.25	35.0
実質公債費比率	17.7	18.0	19.3	20.9	25.0	35.0
将来負担比率	198.7	205.9	216.7	221.8	350.0	—

(注) 実質収支または連結実質収支が黒字の場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示される。

(注) 平成 22 年度の各健全化判断比率は、東出雲町との合算値

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、平成 22 年度の各健全化判断比率に対するもの。

※実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合

※連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合

※実質公債費比率は、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

※将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

【参考】平成 22 年度市町単独値

(単位：%)

区 分	松江市	東出雲町
実質赤字比率	—	—
連結実質赤字比率	—	—
実質公債費比率	17.5	20.1
将来負担比率	198.4	199.3

平成 22 年度 資金不足比率等審査意見書

第 1 審査の対象

平成 22 年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 23 年 8 月 10 日から平成 23 年 8 月 22 日まで

第 3 審査の方法

審査にあたっては、市長から送付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているか、計数が正確に表示されているかを、関係諸帳簿、証憑書類により調査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された平成 22 年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に従い適正に作成されており、計数も正確であると認めた。

資金不足比率

松江市

(単位：%)

区 分		平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	経営健全化 基 準
地方公営 企 業 法 適 用	水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	ガス事業会計	—	—	5.9	2.1	
	自動車運送事業会計	—	—	—	86.2	
	駐車場事業会計	—	—	—	—	
	病院事業会計	—	—	—	—	
地方公営 企 業 法 非 適 用	簡易水道事業特別会計	—	—	—	—	20.0
	公設浄化槽事業特別会計	—	—	—	—	
	集落排水事業特別会計	—	—	—	278.6	
	下水道事業特別会計	—	—	—	—	
	湖南誘致企業団地建設事業特別会計	—	—	—	—	
	第二内陸工場団地建設事業特別会計	—	—	—	—	
	第二卸商業団地建設事業特別会計	—	—	—	—	
八雲地域開発事業特別会計	—	12.3	13.6	7.2		

(注)資金不足が生じていない場合は、資金不足比率は「—」で表示される。

※資金不足比率は、資金不足額が事業規模に占める割合

第 5 審査意見

結果として資金不足が生じた会計はなくなったが、自動車運送事業会計と集落排水事業特別会計については、一般会計からの長期貸付により資金不足が解消されている状況であり、抜本的な経営改善に向けて引き続き対策を講じられたい。

## 【参考】東出雲町数値

(単位：%)

区 分		平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	経営健全化 基 準
地方公営 企 業 法 適 用	上水道事業会計	—	—	—	—	20.0
地方公営 企 業 法 非 適 用	簡易水道特別会計	—	—	—	—	20.0
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—	—	
	公共下水道事業特別会計	—	—	—	—	